

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修

■「建築工事監理指針」(平成 28 年版)で注意喚起された「木材保護塗料塗り (WP)」における最新の日本建築学会材料規格「JASS18 M-307 木材保護塗料 (かび抵抗性を含む)」への適合性要求について

---

2017 年 1 月 11 日

一般社団法人 日本塗料工業会

国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成 28 年版は、国・政府関係機関及び地方公共団体をはじめ、民間においても広く適用されています。この中で 18 章塗装工事 14 節木材保護塗料塗り(WP)が定められ、塗料として日本建築学会材料規格「JASS 18 M-307 木材保護塗料」に合致する木材保護塗料を使用することが定められています。

JASS 18 M-307 木材保護塗料は 2013 年の JASS 18 改定時(第 7 次)に見直しが行われて、新たに「かび抵抗性」に関する試験項目が追加されました。したがって、[公共建築工事標準仕様書](建築工事編)平成 28 年版では、「かび抵抗性」を追加した最新の JASS 18 M-307 木材保護塗料への適合性が求められています。

したがって、「かび抵抗性」が確認されていない旧 JASS 18 M-307 への適合のみでは、[公共建築工事標準仕様書](建築工事編)平成 28 年度版の必要条件を満たしておらず、仕様書に合致しているとは言えません。

今回この点に関して改めて注意を喚起するため、公共建築工事標準仕様書(建築工事編)平成 28 年度版の解説書の位置づけである国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築工事監理指針」28 年度版において以下のような記述がなされました。

「品質は、日本建築学会材料規格 JASS 18 M-307 に規定されている。なお、JASS 18 M-307 は、2013 年の JASS 18 改定(第 7 次)時より「かび抵抗性」に関する試験項目が追加されている。「標仕」において JASS18 M-307 適合は、「かび抵抗性」を含む最新の規格への適合を要求している。したがって、かび抵抗性が確認されていない旧 JASS18 M-307 への適合のみでは不十分である。」

---

そのため木材保護塗料の製造所や輸入販売業者は、最新の日本建築学会材料規格「JASS 18 M-307 木材保護塗料」への合致を示す必要があります。

以上